

平成 30 年 5 月 30 日

八王子市教育委員会 殿

八王子市スポーツ推進審議会

会長 梅澤 秋久

## 東京婦人補導院・八王子少年鑑別所移転後用地を 甲の原体育館拡張用地として活用するための議論のまとめ

### 1. 八王子市スポーツ推進審議会において議論に至った経緯と趣旨

八王子市中野町に所在し、法務省が管理する東京婦人補導院・八王子少年鑑別所が昭島市へ移転することになった。この施設の敷地（以降「移転後用地」）は、甲の原体育館の敷地と隣接し、老朽化する既存施設の再生に適することから、行政目的での土地活用の将来性は高く、甲の原体育館の拡張用地として検討に取り組むことを八王子市において決定した。

このため、甲の原体育館の拡張用地として活用する場合にどのような機能が求められているのか、八王子市から本審議会に意見聴取の機会があったことから、本書は、平成 29 年 3 月から 5 回に及ぶ本審議会における議論を取りまとめたものである。

なお、本審議会での議論は、移転後用地の活用にあたって市民のスポーツの振興を図る立場から検討を行ったものであり、このまとめは、具体的な整備内容には触れず大きな考え方を示すに留めている。具体的な施設内容や細かな機能については、今後、この考え方を十分踏まえ、八王子市で更なる総合的な検討を加えることを期待している。

### 2. 移転後用地等の概要

- |            |      |  |
|------------|------|--|
| (1) 国有地    | 所在地  | 八王子市中野町 2726 番 1 号   |
| (移転後用地)    | 土地面積 | 14,720.39 m <sup>2</sup>   |
|            | 建物面積 | 6,797 m <sup>2</sup>   |
|            | 用途地域 | 第一種中高層住居専用地域、建ぺい率：60%/容積率：150、200%                                       |
| (2) 甲の原体育館 | 所在地  | 八王子市中野町 2726 番 8 号   |
| (既存施設)     | 土地面積 | 5,771.89 m <sup>2</sup>  |
|            | 建物面積 | 4,537 m <sup>2</sup>   |
|            | 開設年度 | 平成 5 年度  |
|            | 体育室  | 第 1：1,010 m <sup>2</sup> 、第 2：197 m <sup>2</sup> 、第 3：123 m <sup>2</sup> |
|            | プール  | 25m×6 コース：325 m <sup>2</sup> 、幼児プール：18.6 m <sup>2</sup>                  |
|            | 会議室  | 45 名、プレイルーム  |
|            | 駐車場  | 83 台 うち障害者用 2 台  |

- (3) 周辺環境 敷地北側に中野市民センターが隣接  
閑静な住宅街  
かすみ学園通り（市道）に面しており近隣に工学院大学  
通りを挟んだ向かい側に商業施設（スーパー）  
公共交通機関 JR八王子駅、京王八王子駅バス 20分

### 3. 移転後用地を甲の原体育館拡張用地として活用するにあたり関係する八王子市の計画

(1) 八王子ビジョン2022（平成25年3月）

※八王子市の市政運営の基本的指針となる基本構想と構想を実現するための10か年の基本計画

○施策番号23「誰もが楽しめる生涯スポーツ・レクリエーション」

<施策の展開>

2 スポーツ・レクリエーション環境の整備と活用

- ・市民のスポーツ・レクリエーション活動を支えるため、市の運動施設の環境整備・充実に取り組みます。
- ・安心してスポーツ・レクリエーションが行えるよう、安全な施設の維持管理に努めます。

(2) 八王子市スポーツ推進計画（平成26年3月）

※スポーツ基本法に基づき策定し、八王子ビジョン2022を実現するため、関連計画と連携を図りスポーツ推進策を具体化

○基本施策2「スポーツをする場の整備・確保」

2-1 スポーツ施設の整備・充実

<施策の方向性>

- ・短期的には、老朽化が著しい市民体育館をはじめ、甲の原体育館、各種屋外スポーツ施設の再生に努めます。
- ・スポーツの場の不足については、そのニーズが土日に集中していることから、全て解消させることは困難といえますが、富士森公園の再整備等に合わせ、真に必要な施設については整備に努めます。

2-2 効率的なスポーツ施設の運営とサービスの向上

<施策の方向性>

- ・今後の施設運営に当たっては、施設管理の視点だけでなく、ソフト事業の充実を図り付加価値を高めるよう努めます。

(3) 八王子市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）

※将来にわたり市民ニーズに対応した行政サービスを安定的に提供していくため、公共施設等の維持管理、大規模修繕、更新などを長期的な視点で総合的かつ計画的に推進

○第3章 基本方針（6つの柱）

＜3「機能移転・統合によりサービスを充実」＞

- ・既存施設の有効利用や借上等による対応を検討することで、新たな施設は原則として整備しない。ただし、本市の経営戦略上、重要な施設を新たに整備する場合を除く。
- ・施設の改修時には、民間のノウハウを活用できるPPPの手法を検討する。また、運営方法について、最も効果的かつ効率的なサービスを提供できるような手法を検討する。

○第5章 施設類型別取組方針6「スポーツ施設」

＜今後のマネジメントの取組方針＞

- ・甲の原体育館は、建築から24年が経過し、ボイラー等の設備更新や吊り天井の改修等を含めた修繕を計画的に実施し、施設の長寿命化を図ります。

#### 4. 八王子市の体育館運営における甲の原体育館の位置づけと役割

八王子市では、八王子市総合体育館（エスフォルタアリーナ八王子）の建設にあたって平成21年3月に策定した「新体育館の整備基本方針・基本計画」において、甲の原体育館について「富士森体育館を補完する施設として位置づけます。小規模ながら観客席を持っているので、より小規模なスポーツ・レクリエーション大会等の会場にできます。また、プールがあるという特性を活かした事業展開を考え、個人及び地域の団体に日々の活動の場を提供する役割を担わせることが適切であると考えます。」と位置づけている。

また、エスフォルタアリーナ八王子については、「既存の体育館施設と一体になって、市民のスポーツ・レクリエーション活動を支えていくための中核を担う施設、本市のスポーツ需要を賄っていくための中央体育館と位置づけ「みる」「みせる」に重点を置いた大会等の会場としての役割、地域体育館としての側面を持たせるとともに既存施設に足りない部分を補う役割」と位置づけている。

さらに、富士森体育館については、「市民大会規模の会場として十分な特性を活かし、市民レベルの大会も開催可能な日頃の活動場所、地域スポーツ・レクリエーションの拠点施設」と位置づけている。

八王子市の体育館3館体制が整った平成28年以降の実際の使われ方を見ると、エスフォルタアリーナ八王子においては、スポーツクライミング国際大会や大相撲巡業、プロバスケットボールBリーグといった「みる」「みせる」スポーツが開催されており、富士森体育館においては、スポーツを愛好している多くの市民が参加する市民体育大会のメイン会場となっている。また、甲の原体育館においては、小規模な大会の開催のほか、一般貸出利用による日常の練習の会場になることが多く、「新体育館の整備基本方針・基本計画」において設定したそれぞれの役割を担っている。

## 5. 甲の原体育館の現状

現在の甲の原体育館の利用実績を確認すると、28年度においては、大会利用件数は260件であり、富士森体育館521件、エスフォルタアリーナ八王子351件と比較すると少ない開催に留まっている。一方、個人での利用については、各体育館の利用者全体に対する個人利用者の割合を比較したところ甲の原体育館59.7%に対して、富士森体育館22.5%、エスフォルタアリーナ46.9%となっており、個人利用者の割合は高くなっている。中でもスポーツを目的として八王子市が甲の原体育館に設置する唯一の屋内プールは、個人利用者のうち60.8%を占めており人気の高さが窺える結果となっている。

なお、甲の原体育館は、移動に自家用車を用いる方が多い地域性や公共交通機関を利用する場合に鉄道の駅から遠く路線バスの利用が必要なため、利用者の多くが自家用車で来館することから、現在、83台分の駐車場を用意している。

## 6. スポーツをとりまく市民ニーズ

### (1) 甲の原体育館の固有のニーズ

甲の原体育館は公共交通機関の利便性の高い立地とは言えず、利用者は自家用車によって来館する方が多い。また、甲の原体育館の特性としてプールや一般開放といった個人利用の方が多く、小学生等子どもたちが参加する大会の開催にあっては、応援等の保護者の利用があることから、駐車場は慢性的に不足し、隣接する中野市民センター（コミュニティ施設）や近隣の商業施設に迷惑をかけていることが指摘されている。

このため、駐車場の増設は甲の原体育館の喫緊の課題となっている。

### (2) スポーツに対する市民ニーズ

近年のウォーキングやランニング人気の高まりに代表されるように、手軽に一人で楽しめるスポーツが注目を集めている。市民がスポーツを通じて健康を高めるには、ウォーキングやランニングだけでなく、水泳や体操、ヨガといった多様なニーズの受け入れが可能な施設を用意し、スポーツエリアとしての魅力を高めることが求められている。

一方、4人に1人が65歳以上の超高齢社会においては、高齢者でも安心して参加できるストレッチや全身持久力を高める身体活動の機会を増やし、健康寿命を延ばすといった視点が求められている。また、幼児期の体力は小学校高学年まで影響し、さらに、小学校高学年の体力は成人になっても影響を与えらるといわれており、健康寿命を延ばすには子どもの時期から運動習慣を身に付けることが必要である。

### (3) スポーツ施設へのニーズ

スポーツに取り組む環境については、競技ごとの専門的な競技場施設を要望する声は少なからずある。しかし、公共施設としてスポーツ施設を建設し、管理、運営することは、限りある市民の税金を投入することから、多くの市民が享受できるように特定の競技に限定しない多目的な用途で使用できる施設が求められている。

また、いつどこで大規模な地震や豪雨が発生するかわからない我が国において、公共施設の中でも特に体育館は、災害時には避難所となり、市民の生命を守る大切な施設となることから、施設の新設、拡張の際に大規模自然災害への備えを強化することは当然に求められることになる。

## 7. 活用にあたっての基本的な考え方

移転後用地の活用にあたっての基本的な考え方は、下記の3点にまとめることができる。

- 《考え方1》 個人利用者や小規模団体の利用の多い甲の原体育館の特性の強化
- 《考え方2》 子どもから高齢者までのすべての世代の運動の習慣化による健康寿命の延伸
- 《考え方3》 既存施設の長寿命化と施設機能の多面化

## 8. 移転後用地の活用策

### 《活用策1》 快適な利用環境を補完する駐車場の増設

駐車場不足が軽減することで、甲の原体育館の利便性は格段に高まり、現在、駐車場不足の懸念から大会利用を控えている団体からの開催要望が増加し、他の2館を含めた体育館利用が活性化される。

### 《活用策2》 個人や小規模団体の利用を促進し健康寿命を延伸

個人スポーツの需要の高まりから、例えば、ランニングやバイシクルといった機器を備えたトレーニングジムを整備することでプールとの相乗効果を高めるとともに、体操やヨガ等を行えるフィットネススタジオを用意することでシニアのスポーツ機会を高め健康寿命を延ばす。さらに、全天候型の走路など用意することでより魅力が高まる。

### 《活用策3》 多目的に使える広場や競技を特定しない屋内外スポーツ施設として整備

エスフォルタアリーナ八王子において既に導入されているフットサル場兼駐車場のような多目的に使える屋外施設や特定の競技に特化しない多様に使える施設を整備することで、多くの市民の利用価値を高める。

## 9. 活用にあたっての留意点

### (1) 地域のスポーツに対する思いと拠点づくり

移転後用地の周辺の住民にとって、今後の用地活用は大きな関心ごとであろう。八王子市においては、スポーツを活用した地域づくりをスポーツ施策の柱の一つとし、スポーツを通じた地域コミュニティを醸成するという役割を持つ総合型地域スポーツクラブの推進に取り組んでいるところである。今後、八王子市において移転後用地の活用内容を具体化するにあたっては、地域住民のスポ

ーツに対する思いの受け皿となる機会を用意し、地域住民のスポーツ活動の拠点となる施設の整備に取り組んでいただきたい。

## (2) 既存建物の再利用

東京婦人補導院・八王子少年鑑別所は、女性や少年の生活習慣の更生や観護を行うことから建物は特殊にしつらえられた部分があり、建物の全てをそのままスポーツ施設として活用することは難しいであろう。しかし、既存建物の中には、入所している方々の運動施設として体育館や屋外運動場が設置されていることから「八王子市公共施設等総合管理計画」を踏まえ、スポーツ施設として活用可能な既存建物は再利用し、整備に伴う経済性を高める工夫をするべきである。

## (3) 将来の甲の原体育館改築への対応

甲の原体育館は、平成4年に竣工し、5年から共用を開始している。八王子市の公共施設についての基本的な考え方は、「八王子市公共施設等総合管理計画」において適正な維持管理と計画的な修繕により長寿命化を図るとしている。従って、開設後25年を迎える甲の原体育館は、近年のうちに大規模な建物の改修と設備の更新が行われるであろう。しかし、数十年先を見据えると甲の原体育館の改築が必要になるであろうことから、将来のスポーツニーズに対応するため、甲の原体育館の拡張用地として、移転後用地をできる限り広く確保しておくべきである。

## (4) 50メートル屋内プールの必要性

現在、八王子市においては、甲の原体育館を含めて3か所の屋内プールを設置している。しかし、いずれもが25メートルプールのため、50メートルプールを必要とする市民大会や八王子市水泳連盟主催の大会は、八王子市ではなく大学設置のプールを会場にして開催されている状況にある。甲の原体育館プールは、八王子市において唯一スポーツを目的とした屋内プールであることから、本審議会においても50メートル屋内プールの必要性について意見はあった。しかし、建設には多額の費用を要するため、当面は現在八王子市が進める大学等施設の共用に積極的に取り組んでいただき、数十年先に行われるであろう甲の原体育館改築の際に本格的な検討をしていただきたいと考える。

## (5) スポーツ施設以外の機能の位置

待機児童の解消や増加する要介護高齢者の受け皿とそれを整備することによる労働力の確保は、重点的な国策の一つとなっている。このことから、国は、保育所や介護事業所を運営する法人に対して直接国有地を貸し付けることで整備を促す施策を導入しており、八王子市においては、移転後用地の一部において保育所整備用地として貸し付けることを検討すると聞いている。このことは八王子市にとって大変喜ばしいことであり、実現できることを願っている。しかし、移転後用地と甲の原体育館、隣接する中野市民センターの敷地は、全て合わせると約2万6千㎡にも及ぶ広大な面積になることから、将来の改築を視野に入れて、スポーツ施設に活用する一団の土地としての効果的な土地利用を図ることができるよう、保育所の位置について関係者間で十分にすり合わせる必要がある。

(6) 多様な人々がスポーツに親しめる環境づくり

ラグビーワールドカップ 2019 日本大会や東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、市民のスポーツに対する関心や外国人との交流は高まりを見せることが予想される。この機会を八王子市の発展の好機と捉え、将来へ継承するためには、性別や世代、国籍、障害の有無にとらわれずだれもがスポーツに親しめる環境づくりが不可欠である。このため、これからのスポーツ施設においては、多言語による利用案内や視覚で理解できるサイン表示、障害者スポーツの促進につながる改修等が必要である。

(7) 防災機能の整備

災害時、体育館に求められる役割は多くあり、現在の体育館において防災機能は不可欠であることから、防災の観点からも必要十分な敷地を確保することが必要である。